

仕 様 書

「八尾市健康管理システム機器等一式のリース」に係る仕様は、次のとおりとする。

記

1. 入札金額について

入札金額については、八尾市指定用紙にて記載すること。また、記載金額は、5年間（60ヶ月）で算出したリース金額（5年間総額）を消費税別で記載すること。

2. 入札物件について

入札物件については、別紙1「八尾市健康管理システム機器等一式（リース対象物件）」及び別紙2「機器等の明細」に基づいて積算すること。

3. リース期間について

リースする期間は、令和8年2月1日から令和13年1月31日とする。

4. 動産保険について

使用する機器に支障が生じないよう、貸手において加入すること。

5. リース期間満了後の機器の取扱いについて

リース期間満了（令和13年1月31日）後に、八尾市に無償譲渡されるものとする。

6. 納入業者への支払いについて

納入業者はすでに決定しているため、リース業者と納入業者が契約を行い、リース業者は、納入業者に対して、令和8年2月末日迄に納入金額全額を一括で支払うこと。また、納入業者に支払った後速やかに支払いが完了していることが確認できる書類を八尾市に提出すること。

7. リース料の支払いについて

1ヶ月単位の支払いとし、翌月の月上旬に健康推進課及びこども健康課それぞれに請求すること。請求書受領後 30 日以内に支払いを行う。

8. 予算措置に伴う契約解除について

この契約は、長期継続契約を締結することができる条例の適用をうけるものであり、八尾市は翌年度以降において八尾市の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を解除するものとする。また、リース業者はこの契約を解除された場合において、損害が生じたときは、八尾市に対してその損害の賠償を請求することができる。

9. 機器の保守について

この契約には、賃貸借する機器の保守にかかる費用を含まないものとする。

10. その他

リース契約に必要な費用は、すべてリース業者が費用負担すること。

貸借契約書のひな型については落札後提示することとし、事前提示は行わない。

契約期間中に施設の統廃合や建物を取り壊すことになった場合、物件の移設等により継続して使用するものとする。

当該物件は端末の入替を行うものであり、既設機器の撤去処分等については含まない。

★ 問い合わせ先

八尾市 こども若者部 こども健康課 母子保健係

〒581-0833 八尾市旭ヶ丘5丁目8-5-16

TEL : Fax : 072-993-7500/072-993-6005

E-mail : kodomokenko@city.yao.osaka.jp

(別紙 1)

八尾市健康管理システム機器等一式（リース対象物件）

	納入業者	機器名等	納入価格
健康推進課	＜機器＞ 扶桑電通株式会社関西支店 住所：〒541-0051 大阪市中心区備後町二丁目 6 番 8 号 TEL：06-6266-3792 FAX：06-6266-3797 担当： 山口	八尾市健康管理システム 機器等一式	＜機器＞ 8 台分 2, 6 7 6, 9 2 3 円 (消費税等別)
こども健康課			＜機器＞ 1 8 台分 6, 0 2 3, 0 7 7 円 (消費税等別)
合 計			＜機器＞ 2 6 台分 8, 7 0 0, 0 0 0 円 (消費税等別)

(別紙 2)

機器等の明細

No.	品名	型名	数量
	こども健康課 ハードウェア		
1	LIFEBOOK A5513/RX	FMVA0F051P	18
2	保証延長パック(5 年間翌営業日以降訪問修理)	SV7X21BEC1	18
	こども健康課 ソフトウェア		
1	【SiCSP】Office LTSC Standard 2024	DG7GMGF0PN5D0001	18
	健康推進課 ハードウェア		
1	LIFEBOOK A5513/RX	FMVA0F051P	8
2	保証延長パック(5 年間翌営業日以降訪問修理)	SV7X21BEC1	8
	健康推進課 ソフトウェア		
1	【SiCSP】Office LTSC Standard 2024	DG7GMGF0PN5D0001	8